

(2026 年 2 月 27 日現在)

セキュアリモートアクセスサービス利用規約

実施 2026 年 2 月 27 日

(2026 年 C N S 1 サ第 000400015443-01 号)

第 1 章 総則

第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、契約者にセキュアリモートアクセスサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、セキュアリモートアクセスサービス利用規約（重要事項説明書を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する利用者マニュアル等の本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

ただし、この周知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約等が適用されるものとします。

第5条 定義

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 提携事業者	次の各号に該当する者 (1) 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務

	受託事業者（以下、「再委託先」といいます。） (2) 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者
4 本サービス	Universal One サービス契約約款（第1編）に定める Universal One 網へのアクセスを主目的としたリモートアクセス機能等を提供するもの
5 お客さま契約番号	開通案内に記載されるお客さまの契約を識別するための N から始まる番号
6 ユーザ ID	当社が契約者に払い出すものであり、契約者または契約者から権限を付与された者が本メニューのシステムにログインする時に使用するログイン ID
7 ユーザ ID 等	本メニューのシステムにログインする時に使用するユーザ ID、パスワード
8 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 提供区間等

第6条 本サービスの提供区間等

当社は、当社のアクセスポイントに設置されるネットワーク接続装置とサービスインターワークポイント（Universal One サービス契約約款（第1編）に定める Universal One サービス（以下「Universal One サービス」といいます。）に係る電気通信設備と本サービスの電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。）との間の区間において本サービスを提供します。

2 本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

3 当社がアクセスポイントとして設置するネットワーク接続装置を責任分界点とし、本サービスを利用するためのインターネット接続回線の手配及び維持管理は契約者の責任とします。この場合において、当社は、すべてのインターネット接続回線においてリモートアクセスの接続を保証するものではありません。

第3章 契約

第7条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約のほか、本サービスの内、認証サービス及び証明書サービスの利用については、当社が以下に定める条件に準じて提供するため、以下の内容に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

(1) 認証サービスの利用

「PassLogic クラウド版サービス利用規約」

https://passlogic.jp/doc/cloud_pdf/passLogiccloud_terms_20250120.pdf

(2) 証明書サービスの利用

「EINS/PKI for Smart Device 利用約款」

https://www.einspki.jp/services/services_forstadev/

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金もしくは工事に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (6) 本サービスの申込者が、法人（法人番号の指定を受けた者をいいます。法人に相当すると当社が認めた者を含みます。）でないとき
 - (7) 本サービスの申込み時に指定する Universal One サービスがないとき
 - (8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
 - (9) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用および第 2 号乃至第 8 号に基づく承諾の取り消しの場合は第 10 条及び第 18 条に定める利用料金を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第8条 本サービスの申込み制限

本サービスの申込者は、Universal One サービスに係る代表契約者と同一の者または当該代表契約者の同意を得ている者に限ります。

このほか、当社は、本サービスの申込があったときは、当該代表契約者の同意を得ているものとして取り扱います。

第9条 本サービスの変更

契約者は、本サービスの利用内容の変更の請求（ユーザ ID の追加または廃止を含みます。）をすることができます。

ただし、料金表（重要事項説明書に定めるものをいいます。以下同じとします。）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求（ユーザの ID 廃止を除きます。）があったときは、当社は、第 7 条第 3 項及び第 7 条第 4 項の規定に準じて取り扱います。

3 契約者の希望により本サービスの利用内容の変更を行うにあたり、契約者の変更請求内容によっては、ユーザ ID 等の変更など本契約の変更を伴う場合があります。

第10条 最低利用期間

料金表に特段の定めがない限り、契約者は、ユーザ ID ごとに第 2 項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）に相当する利用料金の支払いを要します。最低利用期間内に本サービスにかかるユーザ ID の廃止があった場合は、当該廃止があった日の属する料金月から最低利用期間末日の属する料金月までの期間に相当する本サービスのユーザ ID ごとの利用料金をお客さま契約番号ごとに合算した額を、一括して支払うものとします。

この場合において、ユーザ ID ごとに、最低利用期間に相当する本サービスの利用料金を最大とします。

2 前項の最低利用期間は、当社が別に指定する日から起算して 1 カ月とします。

第11条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第12条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第13条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第14条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第15条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 21 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金または工事に関する費用等その他の債務を支払わないとき
- (3) 契約者が第 7 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 当社は、第 20 条（利用中止）第 1 項第 6 号の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 前項により契約の全部が解約されたときは、第 10 条の規定及び第 18 条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

第 4 章 付加機能

第16条 付加機能の提供

当社は、契約者から請求があったときは、本規約に定めるところによりお客さま契約番号に係る付加機能を提供します。

ただし、付加機能のうち料金表通則に定める証明書認証機能については、本サービスの利用開始に係

る申込と同時である場合に限り提供します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその請求を承諾しないことがあります。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、第 21 条（利用停止）第 1 項各号または第 2 項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき
- (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、第 41 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき
- (6) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき

第17条 付加機能の変更

契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求（ユーザ ID ごとの付加機能の追加または廃止を含みます。）をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求（ユーザ ID ごとの付加機能の廃止を除きます。）があったときは、当社は、前条第 2 項の規定に準じて取り扱います。

第18条 付加機能の最低利用期間

料金表に特段の定めがない限り、契約者は、ユーザ ID ごとの第 2 項に定める期間（以下「付加機能の最低利用期間」といいます。）に相当する付加機能の利用料金の支払いを要します。付加機能の最低利用期間内にユーザ ID ごとの付加機能の廃止があった場合は、当該廃止があった日の属する料金月から付加機能の最低利用期間末日の属する料金月までの期間に相当するユーザ ID ごとの付加機能の利用料金をお客さま契約番号ごとに合算した額を、一括して支払うものとします。

この場合において、ユーザ ID ごとの、付加機能の最低利用期間に相当する付加機能の利用料金を最大とします。

2 前項の付加機能の最低利用期間は、当社が別に指定する日から起算して 12 カ月とします。

第19条 付加機能の廃止

当社は次の場合にはお客さま契約番号に係る付加機能を廃止します。

- (1) 契約者からその付加機能（証明書認証機能を除きます。）の廃止の申出があったとき
- (2) その付加機能の提供を受けている本契約の解約があったとき

2 当社は、次の場合にはユーザ ID に係る付加機能を廃止します。

- (1) 契約者からユーザ ID に係るその付加機能の廃止の申出があったとき
- (2) その付加機能の提供を受けているユーザ ID の廃止があったとき

3 前 2 項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、本規約に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

第5章 利用中止等

第20条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき
- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第21条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき又は本規約に反するおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの利用に関し、当社又は第三者に対し過大な負荷若しくは重大な支障（設備やデータ等の損壊を含みますがそれに限定されません。）を直接的若しくは間接的に与えたとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 大量の通信の発生が予測されるとき又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、

通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することがあります。

5 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第6章 料金等

第23条 料金及び工事に関する費用

本サービスの料金は、利用料金及び手続に関する料金とし、料金表（重要事項説明書の利用料金及び手続に関する料金とします。）に定めるところによります。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表（重要事項説明書の工事に関する費用とします。）に定めるところによります。

第24条 利用料金の支払義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービス又は付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解約又は付加機能の廃止があった日の前日を含む料金月の末日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払を要します。

ただし、料金表通則及び料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。

第25条 手続きに関する料金の支払義務

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

第26条 工事費の支払義務

契約者は、料金表に定める工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

第27条 割増金

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第28条 料金等の変更

物価の上昇、経済事情の変動、提携事業者の価格改定等により料金表に定める料金または工事に関する費用が不相当となった場合、当社は、その料金または工事に関する費用の変更を実施できるものとします。

この場合において、当社は、相応の期間において契約者に通知するものとします。

第29条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第30条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 7 章 データの取扱い

第31条 データに関する責任

第 37 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第32条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写、複製または解析等の利用をすることがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

第33条 データの削除

当社は、第 39 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 14 条（契約者が行う本契約の解約）または第 15 条（当社が行う本契約の解約）による契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発

生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第34条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

第 8 章 保守

第35条 契約者の維持責任

契約者は、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等（以下「自営端末設備等」といいます。）を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第36条 契約者の切分責任

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときであって当社にその旨の申告をするときは、契約者の回線等に係る自営端末設備等に故障のないことをあらかじめ確認するものとします。

第 9 章 損害賠償等

第37条 責任の制限

機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

2 当社の責めによらない原因での故障又は障害（サービスの一部を構成する第三者の電気通信設備・電気通信回線・製品・ソフトウェア等に起因する障害を含みます。）については、当社は責任を負わないものとします。

3 前2項その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を

問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

4 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスにかかる料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

5 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

第38条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、または契約者その他の契約者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により契約者が自営端末設備等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、本規約で特に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、責任を負いません。

6 本サービスに関連して当社または契約者が第三者より請求または訴訟を受けるなどの争いが生じた場合、または、法令等に違反したとして契約者が国または地方自治体より指導、処分、処罰等を受けた場合、契約者が自らの費用と責任においてかかる事態の全てに対応し解決するものとし、かつ当社に生じた損害を賠償するものとします。なお、契約者は、かかる事態が生じた場合、直ちに当社に報告するものとし、かつ当社がかかる事態への対応状況またはその顛末に関する報告を求めた場合、これに応じるものとします。

7 前項にもかかわらず、当社が前項の請求または訴訟等の対応を余儀なくされる場合、契約者は当社に協力するものとし当該対応により当社が被った費用の全てを契約者が負担し、損害を賠償するものとします。

8 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 10 章 雑則

第39条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第40条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第41条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (8) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (9) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと
 - (10) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
 - (11) 本サービスで利用する IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレスとすること
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者または第三者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

5 本サービスの利用にあたり、契約者は、次の内容を承諾の上であらかじめ企業管理者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項とします。）を当社の指定する方法で届け出ていただきます。

(1) 企業管理者が交代したとき又は連絡先に変更があった場合は、直ちに当社の指定する方法で届け出ることにします。

この場合において、届け出されていない又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

(2) 当社は、当社から契約者に対する通知を企業管理者に対して行うことができるものとし、企業管理者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

(3) 前号のほか、企業管理者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

6 契約者は、本サービスにかかるユーザ ID 等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ユーザ ID 等の一致を確認した場合、当該ユーザ ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

7 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はユーザ ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

8 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

9 当社は、ユーザ ID 等の漏洩、不正使用などから生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

10 契約者は、本サービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又は本サービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、当該本サービスの部分について、次の事項に同意するものとします。

(1) 当該第三者による本サービスに係る申込みその他の意思表示（本規約において当該第三者に当該意思表示に係る行為が認められている場合に限ります。）又は当該第三者による本サービスの利用については、契約者が行ったものとして当社が取り扱うこととします。この場合、当該第三者によるそれらの行為については、契約者が責任を負うものとします。

(2) 本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。この場合、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。

(3) 第 1 号の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

(4) 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとし

ます。

第42条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第43条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に発送した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

第44条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、利用者マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリ

ングを行わないこと

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

(5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第45条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

第46条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第47条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 37 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第48条 承諾の限界

当社は、第 7 条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第49条 不可抗力

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第50条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第51条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第52条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしながら計算します。
- 2 当社は、1 のお客さま契約番号ごとに、本サービス又は付加機能にかかる区別（通則 17 又は通則 18 で定めるものをいいます。）ごとの料金額に、その区別ごとの料金月末日時点で現に利用しているユーザ ID 数を乗じて得られた額を合算して、その料金月における利用料金として請求します。
ただし、支払いを要する期間は、第 24 条（利用料金の支払い義務）のとおりとします。
- 3 当社は、利用料金を日割りしません。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則 1 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金および工事に関する費用を支払っていただきます。
- 8 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 7 および 8 の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2 以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、本規約もしくは別に定める料金表（重要事項説明書に定める料金表を含みます。）に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額

とします。

13 通則 12 の算定方法により支払いを要することとなった額は、本規約もしくは別に定める料金表（重要事項説明書に定める料金表を含みます。）に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。））の合計と異なる場合があります。

14 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

（料金等の臨時減免）

15 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

16 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

（本サービスの区別）

17 当社は、本規約もしくは別に定める料金表（重要事項説明書に定める料金表を含みます。）を適用するにあたり、次のとおり本サービスの区別を定めます。

区別	内容
1 基本機能	本サービスを提供するための基本的な機能であって、リモートアクセス機能のほか、管理ポータル機能及びヘルプデスク機能を有するもの
2 付加機能	基本機能に追加して利用する機能であって、料金表通則 18 に定める区別を有するもの
備考	
1 当社は、本サービスに係る常時接続、最大速度および帯域については保証しません。	
2 契約者は、本サービスの利用にあたり、ユーザ ID を 1 以上とする必要があります。	

（付加機能の区別）

18 当社は、この料金表を適用するにあたり、次のとおり本サービスに係る付加機能の区別を定めます。

（1）証明書認証機能

（注 1）各付加機能の詳細については、利用者マニュアルに記載します。

（注 2）付加機能は、契約者が当社と本サービスに係る契約を締結している場合に限り提供します。

付加機能のみの利用申込はできません。

附 則（2026 年 2 月 26 日 C N S 1 サ第 000400015443-01 号）

この規約は、2026 年 2 月 27 日から実施します。